

發種七號

昭和二十三年六月二十五日

文

部

次

官

都道府縣知事殿

教育勅諭等の取扱について

「教育ニ關スル勅語」その他の勅語、詔書等の取扱に關しては、昭和二十二年十月八日付發秘三號をもつて遍牒したが、今般衆、參兩院において別紙のような決議がなされたから、その趣旨徹底について遺憾のないよう萬全を期せられたい。

なお本省から交付した「教育ニ關スル勅語」等の謄本で貴管下學校等において保管中のものを貴職において取りまごめのうえ、左記様式によろ返還書を添え、至急本省へ返還方處置されたい。

右以外の勅語、詔書等についても前記決議の趣旨に則り適當な處置を講ぜられたい。

記

(様式)

都道府縣名

勅語等の名稱 交付された年月日 學校等名 遍數備考

教育勅語等排除に關する決議（昭和二三六一九衆議院可決）

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現實はその精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底にもつこも緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興をはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜わりたる勅諭その他の教育に關する諸詔勅が今日もなお國民道德の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは從來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うにこれらの詔勅の根本理念が主權在君並びに神話的國體觀に基いてゐる事實は明らかに基本的人權を損い且つ國際信義に對して疑點を残すもごくなる。よつて憲法第九十八條の本旨にしたがいここに衆議院は右決議する

教育勅語等の失効確認に関する決議

(昭和二三六一九參議院可決)

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に佛拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおこそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭「戊申詔書」、青少年學徒に賜はりたる勅語その他の詔勅と共に既に廢止せられその効力を失っている。

しかし教育勅語等があるいは從來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懷く者あるをおもんばかり、われらはこくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするごとに、政府をして教育勅語その他の右決議する。

諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる
われらはこゝに、教育の眞の權威の確立と國民道德の振興のために、全
國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致
すべきことを期する。

發秘七號

昭和二十三年六月二十五日

文部次官

直轄學校長
公私立大學高等專門學校長、殿

教育勅語等の取扱について

「教育ニ關スル勅語」その他の勅語、詔書等の取扱に關しては、昭和二十一年十月八日付發秘三號をもつて通ちようしたが、今般衆、參兩院において別紙のような決議がなされたから、その趣旨徹底について遺憾のないよう萬全を期せられたい。

なお、本省から交付した「教育ニ關スル勅語」等の謄本で、貴校において保管中のものを左記様式による返還書を添え至急本省へ返還方處置されたい。
右以外の勅語、詔書等についても前記決議の趣旨に則り、適當な處置を講ぜられたい。

(一 樣 式)

記

勅語等の名稱	交付された年月日	學校等名	通數	備考

教育勅語等排除に關する決議（昭和二十三年六月九日衆議院可決）

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現實はその精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底にもつこも緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興をはかるござにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜わりたる勅諭その他の教育に關する諸詔勅が今日もなお國民道德の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは從來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うにこれらの詔勅の根本理念で主權在君並びに神話的國体觀に基いている事實は明らかに基本的人權を損い且つ國際信義に對して疑點を残すもことなる。よつて憲法第九十八條の本旨にしたがいここに衆議院は

院議を以つてこれらの詔勅を排除し其の指導原理的性格を認めないことを宣言する政府は直ちにこれらの詔勅の原本を回収し排除の措置を完了すべきである。

右決議する

教育勅語等の失効確認に關する決議

（昭和二年六月一九參議院可決）

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおこそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年學徒に賜はりたる勅語その他の詔勅ごとに既に廢止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは從來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懷く者あるをおもんばかり、われらはごくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするごとに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはこゝに、教育の眞の權威の確立と國民道徳の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。

右決議する。